

## 市議会全員協議会（令和元年8月16日）IRに関する市長説明要旨

統合型リゾート施設（IR）誘致につきましては、第1期の認定に向けた取り組みを断念しましたのでご報告します。

昨年11月に牧之原市IR誘致促進委員会から、市内へのIR誘致の提案を受けました。

IRは、IR整備法の中で区域整備計画の認定数は上限3件としており、その認定に向けて、市としても前向きに検討することを本年1月に表明しました。

その後、市議会や候補地である大寄地区に説明をするとともに、市民に対しても説明会を開催しましたが、利用者数や経済効果などの数字がIR誘致促進委員会の示す数字しかなく、市として、IR整備に伴う客観的なメリット・デメリットの提示を求める声が寄せられました。

第3者機関による基礎調査を実施することが、検討を次の段階に進めるために必要であると考え、6月市議会において基礎調査を実施することを表明し、9月市議会において基礎調査費を予算要求することを検討しました。

IR整備法は、都道府県または政令市が区域整備計画の申請者としています。基礎調査の実施は、国への申請者である県と連携して実施しなければ、その後の区域整備計画の申請に繋がらないため、県に対し、国への申請意思の確認と申請に向けた条件などの調整を行いました。

県からは、地域づくりの考え方、利用者数や経済効果などの妥当性の確認、申請に向けたスケジュールなどを示すことが求められたため、市では、専門とする監査法人からの情報収集に基づき、想定される国の区域整備計画の認定までのスケジュール案（資料1裏面）を示すとともに、地域づくりの考え方なども基礎調査の中で明確にしていくことを県に提案しました。

その結果、県としては、牧之原市が市民のコンセンサス（同意）を得た時点から、県にIRが必要か否かの適否調査を始め、適するのであれば、他

市町の誘致意向希望調査、事業者の投資意向調査を行い、その上で市が示した基本構想の策定に入るとの考えでありました。

県が想定するスケジュールは、当市が認定に向けて提案したものの倍以上の期間を必要とするものでした。

このため、市が示したスケジュールで進められるとは言えず、1期目の認定に間に合わせることは難しいとの認識でした。

こういった、県の考えを確認できたことから、第1期の区域整備計画の認定に間に合わせることは不可能であると、市として判断し、第1期の認定に向けた取組を断念することとしました。

第2期の認定は、第1期の認定から7年後以降に検討するとIR整備法に規定されています。実施そのものが現時点で不確定であるとともに、静岡県が自ら調査の実施に取り組むなどの主体性が得られなければ、今回と同様の結果になってしまうと思います。

国に認可申請する権限を有する県が、可能性調査をはじめとする各種調査を行い、基礎自治体である県内市町に情報提供するなど、県の方針が示された時点で、改めて市議会をはじめ、市民の皆様の意向も踏まえ判断していくものと考えております。

当市としては、これらの条件が明確でない中、現段階で第2期を目指すことは明言できる状況にない、と考えております。

なお、県がスケジュールに関して、これだけ慎重な姿勢を示したのは、当市の市民説明会等を通じて、IR導入には大きな効果があり、期待する声も大きい一方、ギャンブル依存症や治安に対する不安などから反対の声も大きく、事前調査など時間を費やす必要があると判断したものと受け止めております。

今回の取組を通じて、当市の持つ陸海空の交通インフラ、企業誘致の受け皿となる大規模な開発可能地があるという優位性を示すことができ、今後

の当市の可能性を県内外へ広げることができたものと考えています。

大寄地区に関しましては、このような優位性を幅広く情報発信し、今回のIRに限らず、様々な開発の可能性に向けて、引き続き企業誘致に取り組んでいきたいと考えております。